

10月1日、千葉県共同募
会我孫子市支会長の星野市長
は、赤い羽根募金活動を
行いました。赤い羽根共同募



▲我孫子駅頭での募金

赤い羽根共同募金運動に 駅前での募金を呼びかけ

金は、毎年10月1日から12月31日に全国で実施されており、今年で61年目になります。

星野市長は早朝から民生委員・児童委員の方々と、我孫子駅・天王台駅・湖北駅・湖北台駅・スクランブル交差点・新木駅・布佐駅の6カ所約2時間、募金を呼びかけました。

当日は、小雨の降るあいにくの天気でしたが、通勤する方や登校する高校生の皆さんから多くの募金や活動への応援をいただき、駅頭募金はこの一日で、19万4841円集まりました。

集まった募金は、千葉県内の介護施設や障害者施設、児童養護施設などの設備費、新潟中越沖地震のような大規模災害の準備金としての積み立て、我孫子市社会福祉協議会を通じて高齢者や障害者の移送サービスや家事援助サービスなど、地域福祉の推進に役立てられます。

募金は、自治会経由での戸別募金や企業募金、学校募金などでも実施しています。年末までの間、共同募金運動にご協力をお願いします。

消費性金融(ローン)やクレジットの安易な利用により、借金が増えるように増え「多重債務」に陥るケースが社会的な問題になっていきます。なかには、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれた方もいます。

利息制限法の制限利率(15%を超え、出資法の上限利率(29.2%)以下の部分は、

多重債務に陥らないために 消費生活センターへ ご相談下さい

多重債務に陥らないために次の点を確認しましょう!

- それは本当に必要なお金(もの)ですか?
- いま利用して大丈夫ですか?(返済は可能ですか?)
- 利用しすぎていませんか?
- 金利はどのくらいですか?
- 借金返済のための借金ではないですか?

※多重債務に陥ってしまったら、解決することが出来ず、すぐに消費生活センター☎7185・1267へご相談下さい。

グレーゾーン金利と呼ばれるお支払い必要はありません。ただし、現行法では貸金業者が法令で義務付けられた書面交付を行っており、かつ借手が任意に返済した場合は、グレーゾーン金利でも有効になる場合がありますので注意が必要です。

11月は全国一斉の指名手配捜査に強化月間

11月は全国一斉の指名手配捜査に強化月間です。我孫子警察署は、警察庁や千葉県警察が指定する重要指名手配被疑者の発見検挙に努めます。

交番や駅などの掲示板に指名手配ポスターを掲示してありますので、些細なことでもご連絡いただきますよう、市民の皆さまのご協力をお願いします。

☎ 我孫子警察署 ☎7185・0110

コミュニティビジネス起業講座 (入門編) 受講生を募集

コミュニティビジネスとは、地域や身近な課題を解決するためにビジネスの手法を用い、サービスや物を提供する事業です。

市では、「地域のために自分の経験を役立てたい」「身近な問題を解決したい」「起業に関心があるが、何から始めたらよいか分からない」などという方を対象に、アイデアをカタチにしていくコミュニティビジネス起業講座(入門編)を開催します。

コミュニティビジネスについて、事例を中心に分かりやすく学ぶことができるとともに、地域のネットワーク、仲間づくりの機会も設けます。気軽に参加できる講座です。

日時・場所 12月4日(木)・11日(木)・18日(木) (全3回) 午後1時から4時30分、アピスタ
内容 右表参照
定員 20人(応募者多数の場合抽選)
参加費 2000円(3回分) (託児無料。0歳児~小学生)
申込み・☎ 電話、ファクス、Eメールのいずれかで11月22日までに住所、氏名、年齢、Eメールアドレス(あれば)、託児を希望する場合はその旨と子どもの年齢を明示し、市民活動支援課☎7185-1467FAX7185-5777 Eメールshiminkatsudou@city.abiko.chiba.jpへ

▼起業講座の内容

回数	内容	講師 ほか
第1回	『地域における自分探しとコミュニティビジネス』 ◎地域へのかかわりがビジネスにつながるコミュニティビジネスとは ◎事例紹介(地域情報ビジネス)	関本征四郎さん(中小企業診断士)、小田麻子さん(㈱ヌック・コミュニケーションズ代表)
第2回	『起業を考える・自己を知る』 ◎女性の起業・シニアの起業 ◎あなたの強み、あなたにできること	政所利子さん(㈱玄 代表取締役)、厚川ひろみさん(ICF国際コーチ連盟認定プロフェッショナルコーチ)
第3回	『起業の心構え・事例紹介・交流会』 ◎情報収集・資金の調達・市場調査・事業計画づくりなど起業の基本を学ぶ ◎身近な事例で自分の起業への道筋を考える	油井文江さん(中小企業診断士)、細川泰裕さん(行政書士) 【これまでの講座修了生の起業家】河合澄恵さん(ベビーマッサージンハゴロモ)、東間昭枝さん(ぼっくすぎやらしい夢現)

男女共同参画メモ 12

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力防止法が平成20(2008)年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充や、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19(2007)年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

- 1 保護命令制度の拡充
 - ① 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - ② 電話等を禁止する保護命令
 - ③ 被害者の親族等への接近禁止命令
- 2 市町村基本計画の策定の努力義務
- 3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- 4 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

※内閣府・配偶者からの暴力被害者支援情報サイトは <http://www.gender.go.jp/~evaw/index.htm>。

☎ 男女共同参画担当・内線293

一人で悩まず警察に相談しましょう

事件や事故に遭われた方のための相談窓口

千葉県警察では、犯罪や交通事故の被害にあつた被害者やご遺族・ご家族に対し、次の相談窓口を設け、被害や精神的な悩みなどの相談に応じています。

●相談サポートコーナー(各種犯罪や事故の被害者相談、警察全般に関する相談) : ☎043・227・9110、プッシュ・携帯「#9110」

受付時間 平日午前8時30分から午後5時30分

●女性被害110番(女性被害者の困りごと、悩みごと相談) : ☎043・223・0110

受付時間 平日午前8時30分から午後5時

※詳しくは我孫子警察署警務課☎7182・0110へお問い合わせ下さい。

●女性相談所(電車内や駅構内での痴漢被害の届出や相談) : ☎0120・048224

受付時間 24時間

●少年センター(少年の非行、犯罪被害、交友関係など) : ☎0120・783497

受付時間 平日午前8時30分から午後5時

●暴力団相談 : ☎0120・089354、043・254・8930

受付時間 平日午前9時から午後5時

学校安全管理員(臨時職員)の登録を受け付けます

～登録は2年に1回です～

市内小学校の、安全管理員の登録を受け付けます。登録は2年に1回です。

以前に登録された方も新たに登録する必要がありますのでご注意ください。

任用期間 11月～平成21(2009)年10月までの期間内で登録者の中から必要に応じて任用

勤務日 学校授業日

勤務場所 市内各小学校

業務内容 学校内外周辺の巡回業務、登下校時の児童の見守り業務、来校者の案内誘導、そのほか小学校における学校安全管理業務一般

賃金 時給730円

申し込み・☎ 申込書(教育委員会学校教育課に用意)に必要な事項を明記し、写真(縦4cm×横3cm)を貼付し、教育委員会学校教育課☎7185・1267へ本人が直接持参

学校安全管理員(臨時職員)の登録を受け付けます

～登録は2年に1回です～

市内小学校の、安全管理員の登録を受け付けます。登録は2年に1回です。

以前に登録された方も新たに登録する必要がありますのでご注意ください。

任用期間 11月～平成21(2009)年10月までの期間内で登録者の中から必要に応じて任用

勤務日 学校授業日

勤務場所 市内各小学校

業務内容 学校内外周辺の巡回業務、登下校時の児童の見守り業務、来校者の案内誘導、そのほか小学校における学校安全管理業務一般

賃金 時給730円

申し込み・☎ 申込書(教育委員会学校教育課に用意)に必要な事項を明記し、写真(縦4cm×横3cm)を貼付し、教育委員会学校教育課☎7185・1267へ本人が直接持参